

1. 菁崎中央体育馆

専用利用料金

施設名		曜日区分	区分	単位	入場料を徴収しない場合		徴収する場合 (営利目的)
					市民	市民以外	
メインアリーナ	アマチュア	平日	全面	1時間	3,000	6,000	21,000
		土日祝			3,200	6,400	22,400
		平日	半面	1時間	1,500	3,000	10,500
	その他	土日祝			1,600	3,200	11,200
		平日	全面	1時間	6,000	12,000	42,000
		土日祝			6,400	12,800	44,800
サブアリーナ	アマチュア	平日	全面	1時間	3,000	6,000	21,000
		土日祝			3,200	6,400	22,400
		平日	A面	1時間	900	1,800	6,300
		土日祝			960	1,920	6,720
		平日	B面	1時間	600	1,200	4,200
		土日祝			640	1,280	4,480
	その他	平日	全面	1時間	3,000	6,000	21,000
		土日祝			3,200	6,400	22,400
		平日	A面	1時間	1,800	3,600	12,600
		土日祝			1,920	3,840	13,440
		平日	B面	1時間	1,200	2,400	8,400
		土日祝			1,280	2,560	8,960
柔道場	アマチュア	全日	全面	1時間	700	1,400	4,900
	その他				1,400	2,800	9,800
会議室	アマチュア	全日	全面	1時間	400	800	2,800
	その他				400	800	2,800
	アマチュア	全日	1/2面	1時間	200	400	1,400
	その他				200	400	1,400
マルチスタジオ	アマチュア	全日	全面	1時間	1,000	2,000	7,000
	その他				2,000	4,000	14,000

1 入場料とは、その名称を問わず入場することについて徴収される入場の対価その他これに類するものをいう。

2 「市民」とは、本市に住所を有する者、市内に存する事務所に勤務する者若しくは市内に存する学校に在学する者又は市内の競技団体に登録している団体をいう（本市に住所を有する者及び市内に存する学校に在学する者が2分の1以上を占める団体を含む）。

3 「市民以外の者」とは、前項の規定による「市民」以外の団体をいう。

4 利用時間には、準備及び利用後の原状回復に要する時間を含む。

5 アマチュアとはスポーツを職業しないものをいい、その他とはスポーツを職業とするもの及びスポーツ以外の行事をいう。

6 中央体育馆の施設については、全て照明、空調料金を含む。

7 障がい者団体(障がい者が団体の半数以上を占める団体)は50%減免とする。

8 大会の準備等で時間外(前後の延長)利用する場合は1時間単位とし、各区分の料金を適用する。

個人利用料金

施設名	利用区分	時間区分	市民	市民以外
メインアリーナ/サブアリーナ/柔道場	一般	1人1回(3時間)につき	300	600
	高校生・中学生		150	300
	小学生以下		70	140

※未就学児は大人1名につき3名まで無料(未就学児だけでの利用はできません)

施設名	利用区分	種別	市民	市民以外
トレーニングルーム	一般	1回(3時間)	300	600
		回数券(11枚)	3,000	6,000
	高校生・中学生	1回(3時間)	150	300
高齢者(70歳以上)	高齢者(70歳以上)	1回(3時間)	250	500
		回数券(11枚)	2,500	5,000

※小学生以下はトレーニングルーム・映像レッスンを利用できません。

施設名	利用区分	種別	市民	市民以外
トレーニングルーム・映像レッスン共通	一般	1ヶ月定期券	2,700	5,400
	高齢者(70歳以上)		2,200	4,400

施設名	利用区分	種別	市民	市民以外
マルチスタジオ(映像レッスン)	一般	1人1回(3時間)につき	200	400
	高齢者(70歳以上)		150	300

1 「個人」及び「個人利用」とは、他の利用者に影響がなく、有料公園施設を利用する者をいう。

2 「市民」とは、本市に住所を有する者、市内に存する事務所に勤務する者若しくは市内に存する学校に在学する者をいう。

3 「市民以外の者」とは、前項の規定による「市民」以外の個人をいう。

4 利用時間には、準備及び利用後の原状回復に要する時間を含む。

5 各個人利用料金について障がい者は50%減免、介助者は100%減免とする。

2. 菁崎中央公園屋外施設

施設名	利用区分	時間区分	入場料を徴収しない場合		徴収する場合 (営利目的)	
			市民	市民以外		
陸上競技場	専用する場合	1時間	2,160	8,650	26,000	
	専用しない場合	一般	1,620	6,500	—	
		高校生以下	800	3,200	—	
	陸上トラック	一般	120	240	—	
	(個人利用)	高校生以下	(3時間)につき	60	120	—
芝生広場		1時間	1,620	6,480	19,440	
フットサル場		1時間	430	860	—	
野外音楽堂	一般	1時間	300	600	3,060	
	高校生以下	1時間	150	300	—	

1 入場料とは、その名称を問わず入場することについて徴収される入場の対価その他これに類するものをいう。

2 「市民」とは、本市に住所を有する者、市内に存する事務所に勤務する者若しくは市内に存する学校に在学する者又は市内の競技団体に登録している団体をいう（本市に住所を有する者及び市内に存する学校に在学する者が2分の1以上を占める団体を含む）。

3 「市民以外の者」とは、前項の規定による「市民」以外の個人をいう。

4 利用時間には、準備及び利用後の原状回復に要する時間を含む。

5 障がい者団体(障がい者が団体の半数以上を占める団体)は50%減免とする。

6 大会の準備等で時間外(前後の延長)利用する場合は1時間単位とし、各区分の料金を適用する。